

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

川口市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

当市保険税の所得割額、均等割額、賦課限度額につきましては、埼玉県第2期国保運営方針を参考にし、状況を総合的に判断し、検討してまいります。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

当市の法定外繰入のあり方につきましては、収納率の向上や、医療費適正化の一層の取組促進を図りながら、埼玉県第2期国保運営方針を参考にし、状況を総合的に判断し、検討してまいります。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税は保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。

当市におきましては、低所得者層の負担に配慮しながら、応能割と応益割の割合を定めておりますが、今後、県において保険税水準を統一していくにあたり、現状、応能割合の高い市町村が多いため、被保険者の保険税負担が激変しないためにも必要に応じて段階的に是正していく必要があると示されていることから、応能負担を原則とする保険税率に改めることは困難であると考えております。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

令和4年度から未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が開始されます。また、令和3年度より当市独自の制度として、子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以

下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を実施しております。

今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

医療の高度化や高齢化の進展により、一人当たりの医療費は増加傾向にある一方で、被保険者の減少等に伴い税収は伸び悩んでおり、当市の国民健康保険事業においては、令和2年度に赤字が解消したものの、令和4年度以降、再び多額の赤字となる見通しであり、財政運営が非常に厳しい状況となっております。

一般会計から赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、埼玉県第2期国保運営方針に基づき、赤字の削減解消に努めているところであり、法定外繰入を増額することは困難であると考えております。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保を目的としており、税負担の公平性からやむを得ない措置であると認識しております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉更新を行い郵送しており、令和4年8月1日交付分においても令和3年度と同様に一斉更新することを予定しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

①と同様になりますが、令和4年8月1日交付分につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉更新を行い、郵送することを予定しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、特別な事情がないにも関わらず納期限から1年以上保険税を滞納している世帯に対し交付しており、税負担の公平性からやむを得ない措置であると認識しております。但し、資格証明書の交付対象者から医療機関への受診を希望する相談などがあった場合には、一時的な対応として短期被保険者証を交付するなど柔軟な対応をしております。なお、資格証明書を交付する前には、納税相談など接触機会の確保に努めており、ご相談をいただければ、状況に応じた丁寧な対応を行っているところであります。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

当市独自の申請減免制度につきましては、令和3年度より減免基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めているところでございます。

低所得者に対する申請減免制度の拡充につきましては、今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと減収分の財源確保に課題がありますことから、難しいものと考えております。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の実施につきましては、令和3年度と同様の条件、基準等にて行って参ります。新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免に関して、全額補助など財政支援の拡充について、国や県に対し働きかけて参りたいと考えております。また、被保険者に対しましては納税通知書に新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に関するリーフレットを同封するほか、広報紙、市ホームページにおいても広く周知を図って参ります。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

国保法44条による減免につきましては、平成31年2月に示された厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。

なお、減免のご相談があった際には、他の法律の制度利用なども踏まえて適切に対応するよう努めております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で手続きをすすめる必要がございます。申請書類に一定の項目を記入していただくこととなりますが、申請者の負担に配慮しながら丁寧な対応に努めて参ります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

国保法44条による減免申請につきましては、申請者の個々の事情を詳しく伺った上で、減免に関する判断が必要となること、減免に関する手続きは保険者の業務であり、医療機関の窓口申請の受理を依頼することは、医療機関の更なる負担増に繋がることから、医療機関の会計窓口での手続きは難しいと考えております。

なお、医療機関から減免についての相談があった場合は、詳細を伺い状況に応じた丁寧な対応を行っているところです。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与等の差押については、世帯人数や収入状況により差押金額を考慮し、国税徴収法・国税徴収法施行令に基づき適正に行っております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金等の差押については、自主納付による完納が見込めない場合において、個別の状況を確認した上で差押額を決定し法令に基づき適正に行っております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

税負担の公平性の観点から、やむを得ず法令に基づく滞納処分手続きを行う場合がありますが、滞納者が置かれている個別の状況に応じて分割納付の承認、滞納処分の執行停止などを検討し滞納整理を適正に行っております。

(7) 傷病手当金を支給してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

当市におきましては国の基準を超えた制度の運用は考えておりませんが、今後の国・県の動向などを注視して参ります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるとされております。新型コロナウイルス感染症対策として、国からの緊急的・特例的な財

政支援に基づき実施しているものであり、当市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、恒常的な施策とすることは難しいと考えております。

(8) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国民健康保険協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、当市では、現在、被保険者代表として5名が委員となっております。公募につきましては、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

当市国民健康保険協議会は、公募によって選出された方や各連合町会から推薦いただいた方、医師、薬剤師、保護司、民生児童委員などの広範囲の委員で構成されており、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、国保事業の運営に関する重要事項を審議しております。

今後につきましても、市民を代表する皆様から幅広くご意見をいただきながら、適正な運営に努めて参ります。

(9) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

当市の特定健康診査は、令和3年度以降、受診者の自己負担額を無料としております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診（胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診）につきましては、特定健康診査と同一時期に受診できるようにし、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。

今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。

③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

広報かわぐちや市ホームページでの周知活動をはじめ、未受診者への受診勧奨通知の発送や電話勧奨、事業者健診結果の情報提供依頼などにより受診率の向上に向けた対策を実施す

る予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健康診査の実施にあたっては、実施医療機関の守秘義務や関係法令等の遵守に加え、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めております。

特定健康診査にかかる個人情報は、特に適正・厳格な取り扱いが求められることから、厚生労働省の定めるガイドライン及び川口市情報セキュリティポリシーや川口市個人情報保護条例等に基づき、今後も適切な管理に努めて参ります。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療の窓口負担の在り方については、全国後期高齢者医療広域連合協議会が高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること、また、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮することなどを国に要望しておりますことから、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら国の動向を注視してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図るなど、負担能力に応じて皆が支え合うことを基本としており、窓口負担の見直しについては国において既に配慮措置を講じていることから、独自の軽減措置の検討については難しいものと考えており、引き続き埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携しながら国の動向を注視してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

後期高齢者医療制度では、都道府県後期高齢者医療広域連合が保険者として保健事業を実施しています。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、健診結果から血糖や血圧等が一定基準以上であった者のうち、医療機関への受診勧奨通知を送付しています。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、「フレイル対策」及び「生活習慣病の重症化予防」を重点項目とし、総合的に高齢者保健事業を推進することとしています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

各種健診の自己負担額につきましては、関係機関と協議の上、市民の負担が大きくなるよう配慮し決定しております。なお、後期高齢者健康診査は、令和2年度より自己負担額が無料となっております。がん検診につきましても、多くの方が受診できるよう70歳以上のかた、生活保護受給者のかた、市民税非課税世帯のかたに対しまして、自己負担額の免除を行っております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

地域における医療体制については、埼玉県地域医療計画（第7次）を受け、二次医療圏ごとに検証が必要とされており、本市においては、埼玉県南部地域保健医療協議会や埼玉県南部地域医療構想調整会議において、内容が協議されております。また、病院の再編等については、新型コロナウイルス感染症の今後の動向等も含め、整理が必要となると思われませんが、埼玉県南部地域保健医療協議会や埼玉県南部地域医療構想調整会議などの場において、意見を発信できるよう努めて参ります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療需要の増大に伴い、必要となる医療従事者の確保は切実な問題であり、医療の高度化多様化に対応するためには、数だけではなく質の確保も重要と考えております。将来を見据えた人材の確保が図れるよう、引き続き県とも情報の共有を図って参ります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センターを含めた保健所の人員体制につきましては、新規感染者数等に応じて他部局からの応援職員を増やすほか、専門性が高い職員を有する消防局と連携を図るなど、全庁一丸となり体制強化に努めてきたところでございます。また、一部業務を委託化するなど更なる体制強化も行っております。

今後も、市民の皆様からの相談や感染者等への対応など、皆様に安心していただけるよう万全の体制を整えて参ります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

本市におきましては、中核市移行後の令和30年4月1日に市保健所を開設しております。以上のことから、県との調整を行わず新型コロナウイルス感染の拡大状況に合わせ、市独自で体制強化などを行っております。

今後も、保健所の運営を行っている強みを生かし、柔軟に体制強化等を行って参ります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

PCR検査については、国の基本的対処方針を踏まえて、まん延防止等重点措置期間等に高齢者施設等を対象に定期検査を実施しておりました。また、同時期に市独自で、高齢者施設等の従事者が医療機関等でPCR検査を受検した際の検査料金等に対して助成を行ってまいりました。

今後につきましても、市内の感染状況やワクチンの接種状況等を勘案したうえで、適切に対応して参ります。

保育園では各園において感染の予防に最大限配慮しつつ、職員・児童含めた利用者については毎日の健康観察と本人及び家族の体調不良時に登園自粛をお願いする等、各園での取り組みが行われており、現時点では無症状者のPCR検査を実施する予定はありません。

学校でのPCR検査の実施につきましては、陽性者が出た場合に保健所との連携のもと、学校内での感染拡大防止のために必要な範囲で行っているところでございます。このことから、児童生徒及び教職員の頻回・定期的なPCR検査につきましては、現時点では難しいものと捉えております。今後も、児童生徒と保護者、また教職員に対し、毎日の健康観察と本人及び家族の体調不良時には登校・出勤しないなど、感染拡大防止に努めていただくよう指導して参ります。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

現在、埼玉県におきまして、発熱などの症状がないこと、感染に不安があること、埼玉県在住であることの条件を満たした方に対して、無料検査を行っております。本市内におきましても、薬局など46箇所で開催されております。

今後も、市民の方に周知を行い、皆様が安心して暮らせるよう努めて参ります。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

現在、個別の医療機関は市内約160医療機関において、集団接種会場は、旧そごう川口店で実施しているところであり、ワクチン接種が可能な体制を整えているところであります。今後もワクチン接種を希望される方が安心してワクチン接種を受けられるよう、川口市医師会等の協力を得ながら接種体制を整えて参ります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期計画の介護保険料につきましては、計画期間中の要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれ上昇したものです。

第9期計画におきましても、第8期計画と同様に、低所得者のかたへの負担に配慮しつつ、一定以上の所得層のかたには応分の負担をお願いするよう、介護保険運営協議会のご意見を賜りながら検討して参ります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による2021年度の介護保険料減免につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により前年比30%以上の収入減少したかたなどを対象に実施したものです。

なお、2022年度の実施につきましては現在検討しているところです。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険は、高齢者介護を社会全体で支え合う制度であることから、保険料についてはすべてのかたがそれぞれの所得状況などに応じた負担をすることが前提となっております。

本市では、低所得のかたに対し、国が介護保険法施行令で定める基準よりも基準額に対する割合について、第1段階を0.02、第2・4段階で0.05独自に軽減しており、所得の低いかたへの配慮を行っております。

また、消費税率の引き上げによる消費税を財源とした公費による低所得者の保険料軽減が実施されていることから、さらなる負担軽減は考えておりません。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険サービスの利用に関しましては、利用者負担の上限が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給されます。

更に市では住民税非課税世帯のかたに対し、市独自の事業として「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

補足給付の見直しにあたり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の活用について周知・広報に努めて参ります。

更に市独自の事業として、住民税非課税世帯のかたに対して「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施しており、金銭的な事由により介護サービスの利用が抑制されることのないよう利用者負担の軽減に努めて参ります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

市独自の事業として住民税非課税世帯のかたに対し、「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施するなど、所得の少ない方への負担軽減策を実施しているところです。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染者が発生した事業所等に対し、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されない衛生用品の購入費用や職員手当等かかり増し経費に対し、国と連携し補助金の交付を行うなど支援をして参りました。

今後についても、新型コロナウイルス感染者が発生した事業所等に対し、介護事業所の継続的なサービス提供のため必要な支援が行き届くよう、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」等活用可能な事業について、周知徹底を図って参りたいと考えております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

基本的に各事業所においては、新型コロナウイルス感染症に備え、常日頃から衛生用品の備蓄に努めていただくこととなっております。

しかしながら、クラスターが発生した事業所に対しては、衛生用品等が不足あるいは調達が困難な場合は、提供できる範囲において供給支援をしているところです。

今後についても、介護事業所に対し、新型コロナウイルス感染者発生時に備え、常日頃から衛生用品を備蓄していただくよう周知徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策に努めて参りたいと考えております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。

公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

ワクチンの4回目接種については、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方が対象となっております。市では、施設に入所されている方を対象に、各施設へ早期接種の周知を行うとともに、取り残される施設のないよう、接種状況を随時確認して参ります。

PCR検査については、国の基本的対処方針を踏まえて、まん延防止等重点措置期間等に高齢者施設等を対象に定期検査を実施しておりました。また、同時期に市独自で、高齢者施設等の従事者が医療機関等でPCR検査を受検した際の検査料金等に対して助成を行って参りました。

今後につきましても、市内の感染状況やワクチンの接種状況等を勘案したうえで、適切に対応して参ります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの整備につきましては、第8期介護保険事業計画に位置付けており、毎年実施している「入居者・待機者実態調査」の結果を踏まえながら、施設の入居状況等を把握し、過剰な整備とならないよう適正な整備に努めて参りたいと考えております。

また、小規模多機能施設等の整備につきましても、介護保険事業計画に定めた整備目標を基に、公募により順次整備を進めて参ります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターの人員体制につきましては、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例や地域包括支援センター設置方針に基づき、地区内の高齢者人口に応じた適切な人員配置に努めております。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

市では人材確保支援策として、入門的研修の実施や介護資格取得等支援事業、介護事業所相談支援事業を行うことで、新たな介護人材の創出と就労支援、事業所への運営支援を実施しております。

また、事業所の処遇改善加算等の取得促進に向けた制度や運用方法、県による離職した介護職員の復職支援など各種事業とも併せ、引き続き周知を図って参ります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されてい

ます。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ヤングケアラーに対する理解を深めるため、現在、市ホームページにて、現状や相談窓口に関するページを作成し、周知に取り組んでいるところです。また、ヤングケアラーと思われる子を発見し、支援につなげるためには、こどもと関わりの深い教職員などが、ヤングケアラーについての理解を深め、福祉と教育が連携していくことが必要でありますので、教職員等を対象にした研修等を実施し、必要な支援につなげられるよう、積極的な情報共有に努めます。さらに、令和4年度中にヤングケアラー実態把握調査を実施し、その調査結果を基に支援策を検討して、当事者が求める支援につなげていくことができるよう努めます。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のためには、市町村の保険者機能を向上させ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止の取組みを推進させることが重要と考えています。また、保険者機能強化推進交付金等につきましては、これにより保険者に新たな財政的負担を強いているものでもないことから、廃止するといった内容での要請は考えておりません。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険財政につきましては、共同連帯の理念に基づき、公平に負担するものとされており、公費50%、保険料50%の負担を基本としております。

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引き上げについては、これまでも全国市長会において提言されており、引き続き必要に応じて国に求めて参りたいと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

- 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】

アルコール消毒液、マスクなどにつきましては、国からの供給等により受領した物資を保管しており、クラスター等が発生した際には、事業所への配布を行っているところでございます。

引き続き、衛生用品につきましては、必要な事業所へお届けできるよう配慮して参ります。

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査につきましては、クラスター防止の観点から、市内にある障害者が居住している施設の従事者等を対象に、令和3年3月から令和4年3月まで無料で実施したところでございます。今後の実施につきましては、感染状況に応じて検討して参ります。

また、入院体制の確保につきましては、各市対応ではなく、広域的に県が設置した調整本部において、患者の症状を確認し、ホテル療養を含む輸送・入院先等の調整を行っております。

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】

埼玉県が委託している福祉人材センターにおいて人材の紹介・あっせん・相談を行っておりますので、情報提供を行って参りたいと存じます。

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

本市では、令和3年5月11日から新型コロナワクチン接種を開始しております。令和3年12月からは3回目の接種が開始され、旧そごう川口店でいう集団接種の他に、かかりつけ医など身近な医療機関で行う個別接種を約160か所の医療機関で行っております。また、施設・事業所での集団接種についても可能としております。令和4年5月25日から4回目の接種を開始しておりますが、3回目の接種から5か月を経過した60歳以上の方とともに、基礎疾患を有するかたについても対象者としております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】

本市では、令和2年度末に、地域生活支援拠点等の体制を整備したところでございます。

緊急的な障害者の受け入れ先として、短期入所事業所しらゆりの家が機能しており、何らかの事情で、自宅に居られなくなった障害者については、即日受け入れの対応を行っているところでございます。

また、市内障害者相談支援センターにおいては、緊急的な対応が必要と予想される障害者

とそのご家族等について、事前に情報を整理し、緊急時にスムーズな対応ができるよう、関係機関と情報共有を行っているところでございます。

医療的ケア児につきましては、医療的ケア児連絡協議会において当事者家族等からの意見の吸い上げなども行い、その対応について検討を進めているところでございます。

ヤングケアラーの支援につきましては、関係部局と協力して検討を進めて参ります。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

入所施設及びグループホームについては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助の補助制度や市で行っている補助制度により、整備を進めているところでございます。今後とも、これらの補助制度を活用し、施設整備に対し必要な支援を行って参ります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

川口市自立支援協議会くらし部会では、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、行政のみならず当事者やご家族も参加し、活発な意見交換や協議を行っているところでございます。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】

重度の障害などにより地域生活が困難な方の入所施設につきましては、市といたしましても必要と考え、限られた財源の中、効率的な整備を進めているところでございます。グループホームにつきましても、国の基本指針に基づき策定する川口市障害者自立支援福祉計画における必要なサービス見込量を満たすべく、整備を進めて参ります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点等の体制を整備したところでございます。保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会と連携して、老障介護家庭の孤立化予防につきましても、必要な対策について検討して参ります。

- (3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】

障害者支援施設（入所施設）や共同生活援助（グループホーム）を利用しているかたの中には連休などに帰省した時に居宅介護支援等のサービスを利用される方がございます。今後ともご利用者様からの申請にもとづいて状況の把握を行ったうえで適切な支給決定を行って参ります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

本事業は、県の補助事業であり、市としても県と同様の内容で実施しているものです。市としましても所得制限、年齢制限につきましては、負担の公平性を図り、安定的かつ継続的に制度を実施していくため、今後も必要であると考えているところでございます。また、一部負担金を導入する予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化につきましては、県、県内市町村、医師会等と協議を進めた結果、令和4年度10月診療費より県内医療機関・歯科・薬局において実施いたします。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

本事業は、県の補助事業であることから、県、県内市町村、有識者等の意見を聞きながら、2級までの対象者拡大について要望する予定です。また、急性期の精神科への入院については、県が補助対象外とした部分を市で補助対象とした場合、助成額の増大により制度の維持が困難となることが見込まれます。限りある財源の中で、生まれながら、または、若くして重度心身障害者となるなど、より支援の必要性の高い方々への助成を今後も安定的かつ継続的に実施する必要があると考えていることから、市独自の補助は考えていないところでございます。

県の補助対象の拡大につきましては、検討課題として県と協議を進めて参ります。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因とし

て発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増え、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】

「身体障害」と「その障害を主な原因とする障害」を問わず、各種の支援や医療の助成を行う体制を整えております。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

(実施済)

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

本市独自の持ち出し金額はございません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

本事業につきましては、障害福祉サービス等を補完する性質のものであり、引き続き県要綱に合わせて事業を進めることから、県への要望は考えていないところでございます。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券

(補助券)の検討を進めてください。

【回答】

初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚へ増やしたところでございます。

また、助成額は具体的な金額ではなく初乗運賃相当額としていることから100円券の検討は考えていないところでございます。利便性の改善につきましては、タクシー組合と協定を締結している埼玉県と連携して、外出促進に結びつくように検討を進めていく予定です。

(2)福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市の福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級の3障害の手帳所持者を対象としており、タクシーの利用は、介助者付き添いも含めて可能です。

また、福祉ガソリン利用料金助成事業は、障害者本人が特別養護老人ホーム等の施設に入所していなければ、介助者付き添いについては、障害者本人と同居する人、市内に居住する親族のいずれかが運転する場合でも補助対象としております。

両制度とも、現時点で、所得制限、年齢制限につきましては、導入する予定はございません。

(3)地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用料金助成事業につきましては、埼玉県タクシー組合との協定内容について埼玉県、近隣市町村との連携を図っており、福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、近隣市町村と助成内容について適宜情報を共有し、両制度の地域間格差の是正に努めているところでございます。また、両制度とも県の補助事業として、復活するような働きかけについては、考えていないところでございます。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1)新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】

福祉避難所の指定につきましては、対象者数の把握が重要な課題となります。このことから、現在、国が定めております「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき、関係部局と連携しながら、避難行動要支援者名簿などを活用して、その把握を進めて参ります。事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めて参ります。

避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、令和3年5月から努力義務となり、現在、避難行動要支援者数は約1万1,000人で、避難行動要支援者名簿の提供に同意をいただいているのは約4,500名であります。今後におきましては、国の取組指針に基づき、関係部局及び福祉専門職であるケアマネジャー並びに町会・自治会等と連携しながら、個別避難計画作成の促進に努めて参ります。

(2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

対象者の範囲は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者で、65歳以上の高齢者、規定の障害者手帳を所持する者、要介護3から5の認定を受けた者のみで世帯を構成する者としております。なお、それ以外の方につきましては、災害時に特に支援が必要となる方を把握する観点から、希望者の個々の状況を鑑み判断しております。

また各町会・自治会に、名簿を活用した支援マップの作成や個別計画の策定をお願いしており、その策定過程で、避難経路などを確認しております。

(3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】

川口市のハザード状況においては防災本の配布や防災出前講座等の啓発活動を今後も続けることによって広く周知していくよう努めて参ります。また、事業所においては施設ごとの避難確保計画の策定・避難訓練の施行状況等を確認・フォローしていくとともに、個人宅において自力で避難が難しい住民に対し、個別避難計画の策定を推進していく等、公助において適切な支援を今後も行っていく参ります。

(4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

災害時要配慮者の移動リスクを考慮すると、利用者を限定できる施設（入所や通所施設である福祉避難所）については、直接避難は有効ではありますが、本市にある全ての社会福祉施設をもってしても、全ての要配慮者を受け入れることは不可能でありますため、選定作業が必要と考えております。今後選定の基準や福祉避難所への直接避難の運用等を検討して参ります。

(5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時の日ごろの備えとして、食料品や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いしているところですが、備蓄品を消費してしまった場合などは、避難所以外で生活を送っている方につきましても、避難所にて食料品・飲料水、必要な物資の配布など、公的な支援を受ける

ことができます。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿は、現在、市関係部局の他、関係機関として、民生委員・児童委員、消防団、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察と名簿情報を共有しております。災害時においても、現段階では同様と考えております。

- (7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害の対応、新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整につきましては、危機管理課の所管となります。保健所機能の強化につきましては、本市は平成30年4月1日に保健所を開設し、運営を行っていることから、感染症の発生状況に合わせ、柔軟に機能強化を行うことが可能となっております。

今後も、保健所運営を行っている強みを生かし、感染状況等を鑑み、必要に応じた機能強化を図ってまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

障害福祉関連事業の新設、削減、廃止などの動きはございません。コロナ禍においても適切な財政支援を行っているところでございます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和4年度における待機児童数は19人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ

児童総数を教えてください。

【回答】

令和4年度における受入れ児童総数は、0歳児915人、1歳児1,986人、2歳児2,234人、3歳児2,252人、4歳児2,263人、5歳児2,284人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

公立保育所の維持につきましては、「公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、地域の需要や公立保育所の役割を踏まえ、必要に応じ慎重に検討して参ります。

また、認可保育所等の整備につきましては、令和3年度には、認可保育所3施設、認定こども園1施設、事業所内保育事業所2施設の整備を実施し、待機児童の解消に向けた受け入れ枠の拡大を図ったものでございます。なお、今後の整備につきましては、保育需要や保護者のニーズを見極めながら方針を検討して参ります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

発達の遅れなどにより特に支援が必要な乳幼児の認可保育所での受入れにつきましては、医療行為など保育所での対応が困難な場合を除き、通常のお申込みと併せて受付けております。また、保育士の加配に対する補助につきましては、国の制度に加えて本市独自の補助制度を実施しており、拡充は考えてございません。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が施設を改修して認可施設に移行する場合は、国の補助制度に加えて、本市独自の上乘せ補助を行っているところでございます。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

保育士の配置につきましては、すでに国を上回る基準を市独自に定めているところでございます。また、新型コロナウイルス対策のために職員を雇用する経費等に充てることのできる補助金を、昨年度に引き続き実施し、コロナ禍における安全・安心な保育の実施に努めている

ところでございます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業として、平成30年度から「保育士賃金補助事業」を実施し、保育士1人につき最大で月28,000円の賃金増額が図れる制度となっております。このほか、平成29年度からは、保育士資格を有しながら保育所等に勤務していない潜在保育士に対し就職の準備金を補助する「潜在保育士就職準備事業」を実施しております。

また、国等の補助を活用した「保育体制強化事業」「保育士宿舎借上支援事業」「保育補助者雇上強化事業」「保育所等業務効率化推進事業」を実施し、保育士の負担軽減、離職防止を図り、保育士の確保に努めているところです。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

副食費の軽減措置につきましては、低所得者や多子世帯への配慮として、年収360万円未満相当世帯の園児、及び、保育料算定の所得階層にかかわらず第3子以降の園児に対し副食費の免除をすることとなっています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育施設に対する指導監督につきましては、法令に基づく立入調査の実施に加え、事故が発生しやすいと言われる午睡の時間に抜き打ち調査を実施し、改善を要する事項について指導しております。

研修につきましては、保育の質の向上を目的とした研修を年2回、消防局協力による小児救命救急講習を年1回実施しております。

引き続き、安全安心な保育の実現のため、指導監督や研修の実施に努めて参ります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育て支援制度の意義を踏まえて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう必要な支援を行って参ります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

本市の放課後児童クラブについては、希望される方のうち要件を満たした皆様にご利用いただけるよう、施設等の整備しており、今後も、法令や条例を遵守し、より良い施設環境の整備に努めて参ります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本市放課後児童クラブ支援員の賃金やキャリアアップ等の処遇改善については、委託事業者において管理しております。そのうえで、随時、委託事業者に対し支援員の処遇向上を図るよう働きかけているとともに、契約更新時には雇用形態や福利厚生等を確認し、法令等を遵守した丁寧なクラブ室運営に繋がるよう努めて参ります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本市放課後児童クラブについては、その運営に当たり、1支援単位当たり2人以上の支援員等を配置することとしているほか、特別支援学級等の児童の利用がある際には、加配職員を配置し

ております。今後も、国や県の補助金等も活用し、利用する児童や保護者が安心でき、安全なクラブ室運営に努めて参ります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

子ども医療費の県内現物給付につきましては、令和4年10月診療分から実施し、市独自に小・中学生まで拡大して実施することとしております。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

子ども医療費につきましては、自治体ごとに対象年齢や給付方法に違いがあり、統一的な制度となっていないことや、持続可能な事業とするための財源確保も重要であることから、国に対して公費負担制度の創設を要望するとともに、県に対しても補助の拡充を要望しているところがございますことから、現時点では更なる対象年齢の拡大の予定はございません。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

今後も引き続き、機会を捉えて、国や県に対し要望して参ります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護制度につきましては概要を市のホームページに掲載するとともに、生活福祉課の窓口で制度の仕組みや申請手続きをまとめた「保護のしおり」を配置し周知を図っております。また、生活自立サポートセンターでは、生活困窮など、生活上の様々な課題を抱えた方からの相談に対し課題解決に向けた活用可能な制度をご案内する中で、生活保護の必要性があると思われる方には、丁寧な説明を行った上で生活福祉課の窓口にご案内しているところでございます。

今後におきましても、生活保護を必要とされる方が円滑に制度を活用できますよう関係各

所と連携し、周知に努めて参りたいと存じます。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護制度における扶養照会は、生活保護の実施において扶養義務者の扶養が保護に優先して行われると定められていることから実施するものですが、生活保護の要件ではなく、保護の申請を妨げるものではありません。また、扶養照会は単に経済援助を目的とするものではなく、申請者と扶養義務者の関わりの度合いを把握する目的のものであり、生活保護の実施上必要なものと考えております。援助方針を念頭に申請者の意志や状況、扶養の蓋然性を十分に検討し、扶養照会が必要であると判断した場合には扶養照会を実施しております。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

当市はケースワーカー業務の委託は行っておりません。
また、平成28年度より警察官OBを生活保護適正化指導員として採用しておりますが、事例に記載されているようなことは一切ございません。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

各福祉事務所により決定・変更通知書の様式は若干異なりますが、当所におきましては通知を受けた方が内容にご不明な点がある場合は、ご理解いただけるようケースワーカーが丁寧に説明を行っております。また、内訳欄での表記でわかりにくい場合は、ご理解いただきやす

い別紙を添付して発送することもございます。今後も受給されている方がわかりやすい通知書となるよう検討を継続して参ります。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われなないようにしてください。

【回答】

ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年増員要望しているところです。また、定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、受給されている方に不利益が起こらないよう当課全体の資質向上に努めています。なお、本市生活保護法担当課における現業員につきましては社会福祉主事の任用資格以上の資格を有しており、資格のない新任、新人職員につきましては当課在職中にほぼ全員が資格を取得しております。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】

当課では生活保護を申請される方に、確実な帰来先が無くとも無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。しかし、ご本人の意向や状況から一時的な居所として数か所の無料低額宿泊所等の情報提供を行うことはございます。

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターにおいて生活困窮にかかるとご相談をお受けするとともに、本市関係各課に同センターのパンフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談をご案内しております。今後も地域状況に応じた生活困窮の把握に努めてまいります。

以上